# 旧幕府引継書の内の「捕者帳」について

# 丸橋忠弥召捕り記録を中心として――

田

栄

捕物の概要 「捕者帳」原本の概要 「捕者帳」の概要 はじめに

丸橋忠弥召捕り記録

「捕者帳」の利用について 丸橋忠弥徒党一巻召捕り記録解説 一巻召捕り記録

七六五 おわりに

### はじめに

帳』を書きはじめて以来、 査が持っている手帳のような具合に、考えている人もある ことがあったように思われているらしい。まあ、 います。辞典の説明は明らかに、 ようですが、そんなものがあったわけではない。」といって の話』の内で「同心や目明しどもまで、何か記録している した覚え書」とあります。 ろ、それには「江戸時代、 試みに、 には「江戸時代、目 明 などが、捕物について記ある国語辞典の捕物帳の項を引きまし たとこ 一般大衆の大方が持っている認 しかし、三田村鳶魚は、『捕物 岡本綺堂が、『半七捕物 今日の巡

> とを知っていて、それの実体をうまく別のものに創りか ために、紹介するものです。 た方や、このような記録があることをご存知なかった方の られております。本稿は、今まで原本を見る機会のなか でありまして、この内では、 文献には、ほとんどといっていいほど引用されている史料 幕府引継書中の『捕者帳』は、江戸時代の法制史等の研究 え、自分の小説の内に取り入れたのであります。当館の旧 堂は、町奉行所に『捕者帳』なるものが備えられていたこ 識そのままを、 表現しているように思われます。 特に丸橋忠弥召捕り記録が知 博識

#### 者 帳

判定をめぐる取扱いについての実例が、丸橋事件のすぐ次 記帳されます。この帳簿が『捕者帳』であります。なお、 所の手柄になるのでありますから、 まかせるのであります。 れぞれ奉行所へ問題を持ち帰りまして、両奉行の話合いに い場合は、 します。 このようなことが、記録されております。次に、記録され 合意に達して、問題はありませんが、相手が大暴れでもし 両奉行所から、それぞれ検使として出動していた 与力 達 るまでの経過をみましょう。捕物が、終了しますと、南北 んな抵抗を受けたか、検使与力は誰であったか、大凡は、 な犯罪が行なわれたか、どこで召捕りが行なわれたか、 捕るために、南北両奉行所から何人出動し、手柄一番手は の帳簿であります。 いますと、これは町奉行所から召捕りのため出動した記 あらかじめ、 誰が一番手柄、二番手柄であるか等の判定がむずかし 現場で直ちに同心達の働きぶり等について、打合せを 二番手は誰、褒美はどうか、 とにかく結論が出ますと、御用部屋の書役によって 誰がみても明白な経過のものについては、直ちに 容易には結論が出ません。このような時は、 そのあらましを紹介いたします。一 それぞれの記録には、 この結論が同心の、 誰が訴人をした 慎重にならざるを得ま いつ、誰々を召 ひいては奉行 か、どん 言で そ

> の記録にありますので、 の町奉行所は町名を上に付けて呼んだ。 江戸町奉行所を当時は単に町奉行所と称し、 原文のまま紹介しておきます。

将監殿御代

明曆弐年甲七月二十二日夜 脇銀 栓ト 差ト 此方同心 緒方猪兵衛

銀七枚

石沢太兵衛

前文省略)

同断

水野八太夫

ことも有体ニ申由ニ而次之一と被:1仰付1候。 無い紛候、太兵衛儀二ノ手之者ニーノ手仕候と彼い申候、 吟味之上、猪兵衛儀被:組敷:罷在候得べ、 申し上候得ども、連て八太夫論申ニ付、 組敷一罷在一ノ手仕候、太兵衛殿は、二ノ手ニ而有」之と 処此方同心石沢太兵衛、 取付候へバ、平兵衛強力者ニ而、 平兵衛二階よりおり下ニ 八太夫断候付、 ニ而取しめ、一ノ手太兵衛、二ノ手八太夫仕候と検使 に脇差をぬきすまひ罷在候を、 見届候由検使挨拶仕候へバ、猪兵衛被 備前殿方同心水野八太夫、 罷 在 此方同心緒方猪兵衛押込 戸口ニ長持を置、 猪兵衛を組敷申候、 両所御寄合、御 一ノ手仕候 其か 両

大里 甚右衛門

権 兵

### 捕物の概要

捕者帳」を理解していただくため、 町奉行所の捕物に

へいかなる場合に出でするかついて簡単に説明いたします。 役するか>

であります。 町奉行所から捕物のため出役するのは、次の二つの場合

りなどすることはできなかったのであります。その必要が 配地がありまして、互いにそれぞれの地に立ち入り、 て解決したのであります。丸橋事件は、その一例でありま 生じました時は、幕閣へ上申して、その許可一命令によっ ものであります。これは、江戸時代各役所ごとに複雑な支 その一つは、御下知者といいまして、おげちもの 幕閣の命令による

談した記録があり、それに詳しく述べられておりますか 明和八年南町奉行牧野大隅守から北町奉行曲淵甲斐守へ相 所にも連絡して、与力・同心に出役を命ずるので 聞き糺して、奉行に報告します。奉行は、 ります。 他の一つは、町方からの訴えによって出役する場合であ この間の事情については、『捕者帳』弐の四の最後に、 紹介しておきましょう。 して、奉行に報告します。奉行は、即刻明番の奉行月番の奉行所へ訴え出ますと、与力はその子細を ありま

> 、明和八 生

札を以返却有」之候 戊八月六日甲斐守江遣候処、

存寄無」之旨、

同十八日附

御相談書

取籠もの有」之其所より 訴来候節取計之儀

趣可:1申渡:事。 此方番所江、早々可」遣旨、 何方二捕者有」之、捕方同心三人検使与力壱人、致立支度 使与力壱人、 場所江之支度為、致、 尤非番月之番所江、 之申口承、書上為」致用人共を以申聞、 月番之番所江、 双方与力同心相揃次第、於一白洲一奉行逢候而、 捕方願出候ハバ、当番与力早速訴人 当番与力より当番与力迄申 捕方同心三人検 左之

は 有」之候共申上、諸式相立候様可」致遣候、 第一之儀ニ候間、 何方二取籠者有」之訴出候二付、召捕可」参候、御奉公 検使与力之見分ニ可」任候、 致1出精1捕可√申候、 都而検使与力之差図ニ 万一如何振之儀 捕方甲乙之儀

力ハ白衣ニ而草鞋をはき、 為」持可」申候 同心は、鎖り鉢巻、刃引刀ヲ帯し、草鞋をはき、与 捕方同心三人江計、 其奉行より結熨斗可」遣事。 鑓は、 平日番所勝手 二 惣置

相任セ、及二争論, 間敷候。

「注。 右の条申渡、 表門を開一同差出、 玄関迄奉行見送可?

但夜は、高張挑灯為、持可、申事。

場所江之支度為、致、相揃次第於、白洲、捕方同心検使与バ、早速用人共を以申聞、捕方同心三人検使与力壱人、一 非番月之節、 月番之番所より 捕もの有」之触来候ハ

力江奉行逢候而、

左之通可:1申渡1事。

及,争論,間敷候。

の方ニ取籠者有」之、月番之番所より申来候間、月番の方ニ取籠者有」之、月番之番所に対して、過季公第一之番所に対して、一同場所に罷越召捕可」申候、御奉公第一之番所に対して、一同場所に罷越召捕可」申候、御奉公第一之番所に対して、一同場所に罷越召捕可」申候、御奉公第一次。手論,間敷候。

但捕方同心三人江、結熨斗可、遣事。

見送り可ゝ申事。 右之条申渡、表門を開月番之番所江差遣、玄関迄奉行

但夜は、高張挑灯為」持可」申事。

度及..御相談..候。 より取計方区;而は、 可、及..重滞..候間、 左之通相極置より取計方区;而は、 可、及..重滞..候間、 左之通相極置

出難、致候ハバ、 其段御役宅江申越、 用人共を以検使与ハバ、御役中、退出致し可」申渡」候、然共時宜ニより退一 登城留守之節、捕方訴来、御役宅より御城迄申越候

| 評定所被||出席||之節も右同様之事。||立合、捕方同心共江為||申渡||候様可\致候。

間、其旨同役迄紙面ニ而、可,,申遣,事。 一登城前ニ候ハバ、 右申渡相済候迄、 可、致,,在宅,候

江差遣、月番ニ而諸事取計候様可、致事。

一 非番月之節、存寄ニ付捕方願出候ハバ、月番之番所以、検使与力立合、捕方同心共江為ニ申渡」候様可、致事。
以、検使与力立合、捕方同心共江為ニ申渡」候様可、致事。
は、前々之通月番ニ而、諸事取計可、申事。
は、前々之通月番ニ而、諸事取計の、非難」と疑し、機・の一件御仕置之機は、前々之通月番ニの、諸事取計で、以、情もの訴出候ハバ、一出火有、之出馬いたし候処江、捕もの訴出候ハバ、一出火有、之出馬いたし候処江、捕もの訴出候ハバ、

右之通及,,御相談,候。

戍八月 | 御書面之通以来相成候茂

戍八月 曲淵甲斐守

<捕物出役は、

かに行なわれたか

が参加したといいます。(『捕物の話』) し、与力には中間一人、若党二人、草履取一人、計四人、 同心には一人の従者がいて、共に出動致しましたから、動 同心には一人の従者がいて、共に出動致しましたから、動 所からそれぞれ与力一人同心一人が出動しま した。 しか 所からそれぞれらない。 一人召捕るために、普通は南北両奉行

受けられます。
でありましょう。前に紹介した『御相談書』には、両奉行のます。『捕者帳』 個々の記録でも、やはりかなりの違いが見所からそれぞれ与力一人、同心三人を出動させるとありまでありましょう。前に紹介した『御相談書』には、両奉行ります。時代により、事件の性質によって違うのは、当然この動員数については、資料によりかなりまちまちであ

同心が、当番方であります。与力二人、年寄同心、物書同心各三人、それに分担のない出役する与力、同心は、当番方から出ます。分担のない

話』にあります。 出役する際のいでたちは、次のようであったと『捕物の

んが、明和年代からかなり後のものでしょうか。ニ而」とあります。鳶魚の拠り所とした資料がわかりませにジンジン端折り、草鞋ばき」。「御相談書」には、「白衣して勿論両刀をさす。手拭で後ろ鉢巻をして、白木綿の襷して勿論両刀をさす。手拭で後ろ鉢巻をして、白木綿の襷で与力。継上下をぬぎ着流しになり、帯の上へ胴締を「与力。継上下をぬぎ着流しになり、帯の上へ胴締を

いく」。従者の分は省略します。
「同心 麻の裏のついた鎖 帷 子を着込み、その上へ芝をし、鎖の入った鉢巻に白木綿の襷、ふだんは両刀を差しをし、鎖の入った鉢巻に白木綿の襷、ふだんは両刀を差し居の四天の着るような半纒を着、股引をはく。小手・臑当居の四天の着るような半纒を着、股引をはく。小手・臑当居の四天の着るような半纒を着、股引をはく。小手・臑当は、が、明和年代からかなり後のものでしょうか。

相談書』にありますような言葉を奉行がかけまして、三方支度がすみ、明番の奉行所の役人が到着しますと、『御

しらい、手をかすことはあります。 とはしません。同心が扱いかねていると、槍をもってあす。与力は、検使として行くのでありまして、自ら召捕るりをうけて出動しますが、 捕物の 主役は、 同心が 演じまりをうけて出動しますが、 捕物の 主役は、 同心が 演じまりをうけて出動しますが、 浦物の 主役は、 同心が 演じまに桐の実をのせて出し、水盃をします。それから与力は、

<捕物出役以外の捕物>

ものであります。
これは出役までいかない捕物で、定町廻り同心等による

# 二 「捕者帳」原本の概要

() 各冊の解説

これは、本稿の中心となるものでありますから、⑴ 「捕者帳」 壱の上 正保四年ョリ覆表紙の題簽順に説明いたします。

く調べてみたいと思います。

<書誌的事項>

月」と墨書のある丁が一丁ある。本冊の収録年は、正保四じように、表紙に、寛文拾年」御褒美被下候捕者帳」戍二題は、直接、正保四年ョリ」捕者帳」、この次にまた、 同大本。二十七丁。一面七行。一行二十一字。元表紙の外

保四年一件、慶安元年一件、同二年一件、 たもの。慶安年代の記録に、虫くい、すり切れ多し。 代月日ハ不知一件、慶安四年三件、 四年から 寛文九年までの 記録は、 一件、貞享二年二件。いずれも北町奉行所により記録され 各件別に筆跡は異なると認められる。貞享二年七月の 寛文三年二件、 検使与力藤野仁介の名前の下に押印あり。 同十一年一件、同十二年一件、 同七年一件、 同筆跡、 同八年 明暦二年二件、 朝倉石見守殿御 一件、 寛文十年以降 同十三年 同九年三 同五年

### 問題点等>

べきものと思われます。 本来表紙であったものと認められます。 中扉の位置にある一枚が、まず問題を提起しております。 これは、 寛文九年の終りの記録と同十年十月の記録の間に入る された記録のみ収録しています。前項に記しました、 旧 幕府引継書中最古の記録綴りであり、 十九丁と二十丁の 御

やわかりません。以上のとおりとすると、 のと推定されます。 がありますが、この間 ったことになり、 ただし、「二月」と「十月」にはへだたりが 位置の移動がいつ行なわれたかはい 寛文九年以前のものは、これ以降のい の記録がなにかの事情で脱落したも これは本来 あり、 疑問

> つに す。それは次の諸点です。 年の記録は、 慶安時代の記録には不完全な記載がいくつか見受けられ した例としてよく引用される有名なものであります。次 の取立ての褒美を受けたものとして、又同心が与力へ昇進 とが推定されます。次に、内容を見ますと、 前後の紙質から判断してさほど遠くない時期であるこ 記録されたのか、不明であることになります。 一番手柄の同心が六拾俵の加増、 最初の正保四 百俵取り

者名不覚」とあること。 更に召捕られた者の名前が記載されてなく、本文に又「右 (1) 一件目の事件記録に「慶安元年子月ハ不覚」とあり、

とあること。 (口) 四件目の事件記録に 朝倉石見守殿御代月日 八不 知

りません。 (1) 記載されていないこと。 慶安年代のものの外には、 丸橋記録に後詰とだけあって、 不覚、不知、これは、 このような不完全な記録はあ 他の記録からの書き写し その検使与力の名前

か 書かれたものであることを示しています。 ではなく、 の問題点が生じました。 誰か当時の事件関係者の記憶を拠り所として、 このためいくつ

0 (1) 写しかどうか。これらも記憶で作成されたのかどうか。 寛文九年以前のもので、 これ以外のものは、 他の記録

慶安年代のものは、信憑性があるか、

いか。

信憑性があるか、 カ<u>`</u>。

のだけに、 なにしろ、この史料自体が根本史料とされて来ているも これらの疑問を解くことは、 容易ではありませ

異なり、その都度記帳された形跡があります。 証を与えます。寛文十年以後のものは、 とにかく寛文九年以前の記録は、 信頼できるものと思われます。 全体に信頼できな 一件ごとに筆跡が したがっ い心

録を移し変えたもの

か。

れる。十四丁目の十二月十一日の二件の記録上に斜線の筆 なものが多い。検使名の下に押印、花押がかなり見受けら 月のもの。褒美を受けた記録なし。事件経過の説明は簡単 二十一件収録。北町奉行所作成の記録。最初の記録は、二 題は、寛文拾三年」捕者帳」 丑正月日」。 寛文拾三年年内 大本。十七丁。一面八行。 (2)捕者帳 抹殺したものか、他へ記録を移し変えたものか。 壱の中 寛文拾三年丑正月日 一行十九字。元表紙の墨書外

録年明暦三年から寛文二年。五十八件収録。北町奉行所作 明曆三年」同四年戍〇〇〇」捕者帳」万治元年戍八月 酉ノ卯月廿六日」子ノ二月廿一日」寅ノ年分」。 捕者帳 五十丁。一面四行。一行二十三字。元表紙の外題 壱の下 明曆三年同四年戍正月日

> けた記録なし。事件経過の説明は簡単なものが多い。年月 までの記録に、 八丁目明暦四年三月の記録 が多い。検使名の下に押印、 の記録上部が製本時に切断されていて、確認できない個 最初の記録は、 斜線の筆入あり、 明暦三年四月のもの。 から二十六丁目万治元年十二月 花押がかなり見受けられ 抹殺したものか、 他へ記 る。

名の下に押印、 町奉行所作成の記録。最初の記録は正月のもの。 が元表紙右上部にあり。寛文六年年内の四十三件収録。北 題は、寛文六年」捕者帳」午正月吉日」。三と記した貼紙 けた記録なし。事件経過の説明は簡単のものが多い。検使 大本。二十五丁。一面九行。一行二十一字。元表紙の外 捕者帳 花押がかなり見受けられる。 弐の一 寛文六年午正月吉日 褒美を受

裏まで十二件。寛文十年十月一日の記録に褒美を受けた記 載あり。ただし、褒美の種類は記されていない。年月の記 年と同十年。五十七件収録。北町奉行所作成の記録。 の記録は、寛文九年十二月のもの。寛文九年の記録は三丁 は、寛文拾年」捕者帳」戍正月十一日」。 収録年は寛文九 大本。二十九丁。一面八行。一行二十字。元表紙 (5)捕者帳 弐の二 寛文拾年戍正月十一

日

名の下に押印、花押がかなり見受けられる。録上部が切断されていて、確認できない個所が多い。検

大本。三冊(合一冊)。各冊共北町奉行所作成の記兒(6) 捕者帳 弐の三 延宝五年已正月。

印、花押がある。褒美を受けた記録なし。 五年四月二十四日の記録以外は、いずれも検使名の下に押月一件、同五年三件。いずれもかなりくわしい記録。延宝は、延宝五年」捕者帳」己正月」。収録件数延宝四年十二は、延宝五年」捕者帳」己正月」。収録件数延宝四年十二十一冊目 二丁。一面八行。一行二十字。元表紙の外題

た記録なし。 
二冊目 七丁。一面十行。一行二十五字。元表紙の外題 
二冊目 七丁。一面十行。一行二十五字。元表紙の外題 
二冊目 七丁。一面十行。一行二十五字。元表紙の外題 
二冊目 七丁。一面十行。一行二十五字。元表紙の外題

美に受けた記録あり。 三冊目 四丁。一面十行。一行二十一字。元表紙の外題 三冊目 四丁。一面十行。一行二十一字。元表紙の外題 三冊目 四丁。一面十行。一行二十一字。元表紙の外題

> 押のあるもの多し。いずれも事件経過をくわしく記録し その都度記帳したものと思われる。検使名の下に押印、 十二年一件、 いる。明和年代の記録には、 た記録。全記録が褒美を受けた顕著のものばかりであり、 年から明和八年まで六十八年間、元禄十一年二月一件、 大本。五十三丁。 元禄十一年」捕者帳」寅正月朔日」。 同八年一件、正徳三年一件、 宝永二年まで北町奉行所、 同五年一件、明和四年二件、 同八年一件、延享二年一件、 同十七年一件、宝永二年二件、同四年一件、 捕者帳 同十三年一件、 弐の四 一面八行。 白州での取調べの模様、 同十五年二件、 以後は南町奉行所で作成 一行十八字。 明和八年三件。計二十六 享保元年一件、 年寅正月朔 同三年一件、宝曆三年 収録年元禄十 同十六年 同三年 同五年

# (8) 捕者其外御届帳

金の出どころが記載されている。最後は、前出

「御相談書

最後は四月二十日の記録。各記録とも、録は、九十五丁目同年二月六日のものから終りまで七件。は、元治元年三月九日のもの。元治二年(慶応元年)の記録年元治元年から 慶応元年。 四十五件収録。 最初の 記録題は、文久四年三月よ」 捕者其外御届帳」 非常町廻」。収題は、文久四年三月よ」 捕者其外御届帳」 非常町廻」。収

# 捕もの引渡候儀ニ付申上候書付

のごとく封書の表書から始まる。 南北いずれの奉行所作成

都度一件ごとに届出た書付の控である。 行所から与力、同心が参加し、その際捕物があると、その 市中を巡回して警備に当っていた諸大名の非常町廻へ、奉 のものか不明。 前の七冊と違った性質のもので、当時江戸

んな治安状態であったか、 るということが記されている。維新前夜の江戸の町々がど つ、どこで、どんな理由で、どんな者を捕えたから御届す 内容は、どこどこの大名の非常町廻りに附添参加し、い 目に見えるようである。

まとめ

きえない。 が存在したか、確認できない。したがって、次の疑問も解 毎にまとめたと思われるもの五冊(②一⑥)、その他一冊 (8)に別れる。しかし、これら以外にどのような捕者帳 八冊は、褒美がでるほどの顕著なもの二冊(1)と(7)、年

- 捕者帳は、 いつ頃から作成されていたか
- 事件の都度記録していたと推定されるが、褒美が出る 程の捕者帳は、併行して作成されていたか、後になっ て抜きだされてまとめられたものか。

(1)

南北両奉行所(一時三つあった時もある)でそれぞれ作

成していたものかどうか。

(=)めだった捕物はなくなった か どう

である。 が、廃棄されたか、焼失したか、亡失したか、すべて不明 ない。本来かなりの数に上る記録綴りがあったと思われる るものが多くなったであろうとは、推定しうるが、 検使出役がある程の捕物は少なくなり、定町廻り等によ 記録が

#### 四 丸橋忠弥召捕り記録

石谷将監殿御代

慶安四年卯七月二十四日夜

丸橋忠弥 御褒美 銀六枚ト脇差 銀八枚ト刀 疋地六左衛門此方同心 堀江喜左衛門

弓打藤四郎案内ニ而、両方より同心二十四人前後二手ニ 御寄合、其上久世大和守殿、牧野佐渡守殿御出座ニ而 分参り、先手ニ而召捕申候。 より一ノ手へ時服弐、二ノ手へ時服壱被√下候。 右者御茶水之上、御中間町ニ罷在候牢人徒党一巻之者、 一二之者被:,召出、御前ニ而御褒美銀被、下、其上将監 則此方於二御番所一御両所

慶安四年卯九月十三日夜

金太夫 兵左衛門

長右衛門

三宅平六

河原十郎兵衛

御褒美

銀六枚

二 高田 安太夫備前殿方同心

銀八枚

六太夫

五

丸橋忠弥徒党一巻召捕り記録

藤江又十郎

戸次庄右衛門

此方同心ニ時服被」下候。 硝蔵ニ而召捕申候付、 右者丸橋忠弥徒党一巻之者、忠弥被:|召捕:○圓夜ニ御塩

御褒美銀被」下、其上将監殿より

御褒美

銀六枚

二 矢野 〇〇〇

銀八枚

成瀬弥〇〇〇

林戸右衛門

検使

原

長左衛門 権左衛門 半左衛門 四郎兵衛

増田

一 成瀬弥五左衛門此方同心 笹岡 源右衛門

菊池 源左衛門

一 相河 稲河 二 染矢 市兵 衛

一中〇〇〇〇 新右衛門

二 渡戸六郎左衛門備前殿方同心

神谷四郎右衛門

二 杉本 堀江 喜左衛門 五左衛門

手負 山村 此方同心 二 湯浅市郎左衛門備前殿方同心 与左衛門

手負 吉野 六太夫

手負 田中 安左衛門

#前没方司\\\
深手 井出 市右衛門

欠落,候間、平六、与左衛門両人之小者を目明しニ仕、十四人召捕ニ参、初手ニ平六を捕申候。与左衛門ハ致二門次庄右衛門、林戸右衛門此三人ハ、芝札之辻三丁目ニ戸次庄右衛門、林戸右衛門町弐丁目ニ住居仕、藤江又十郎、相宿ニ而、芝久右衛門町弐丁目ニ住居仕、藤江又十郎、相宿ニ而、芝久右衛門町弐丁目ニ住居仕、藤江又十郎、相宿ニ而、芝久右衛門町弐丁目ニ住居仕、藤江又十郎、相宿ニ而、芝久右衛門町弐丁目ニ住居仕、藤江又十郎、

検 検 使 褒美銀百枚出申候を、五拾枚宛両方へ分取、

一二併手負

ニ御褒美之高下在」之、割被」下候。

後詰之中へ切込大勢ニ手を負せ申候を召捕申候。

又十郎、庄右衛門両人召捕候処、

林戸右衛門刀をぬ

三人之者之所へ捕ニ参候処、芝札之辻ニ而三人之者ニ行

原 半左衛門 四郎兵衛

次右衛門

す。一味の林戸右衛門は、記録にもありますとおり、

妻であったこと、等しかわかりません。この記録で意外な

ったこと、姉が、幕府の御鉄砲頭近藤登之助配下の徒士の

ことは、召捕りの際何の抵抗もせず捕われていることで

六 丸橋忠弥徒党一巻召捕り記録解説

この記録は、由比正雪の起した慶安事件の一部の記録で

記録

の細かい部分について解明したいと思います。あります。この事件の紹介は略しまして、ここでは、

<丸橋忠弥>

たこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であたこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であん。この記録では、お茶の水の上にある御中間町に住居があったことが記されています。このほかには、由比年人であったことが記されています。このほかには、由比年のであったこと、だい。この記録では、お茶の水の上にある御中間町に住居が高る程の腕前であったこと、槍の道場を開き、人に教生の方があった幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城三左衛門配下の徒士であったこと、兄が幕府の御歩行頭宮城下の大きないる御中間町にあった。

検討 対対

勘左衛門

### <石谷将監>

万治二年。南町奉行は、神尾備前守元勝。は、北町奉行所は月番であった。在任期間は慶安三年からて、北町奉行所は月番であった。在任期間は慶安三年から

# <慶安四年七月二十四日夜>

して、実紀の記載が正しいように思います。対策打合せをしています。事件処理の手順の記載から判断たとあります。そして二十四日に幕府は、由比正雪事件の徳川実紀には、二十三日夜、訴人があって直ちに行向っ

#### <御褒美>

の正の内にも、十両、五両など出している記録がかなりあの四の内にも、十両、五両など出している記録がかなりあをの上のはじめの部分の記録はすでに紹介しましたが、弐をの上のはじめの部分の記録はすでに紹介します。

## 一番手・二番手>

もめごとの種になります。褒美も一と二ではかなり違いまといいます。実際乱闘になると、この判定はむずかしく、召捕りの際、一番の働きをした者を一番手、次を二番手

<お茶の水上・御中間町>

す。このほか『本郷区史』、 は、『正保年間江戸絵図(元年)』により考証されたもので 後に知られた吉祥寺があり(現在駒込)、その東隣に大岡 ほぼ同様の記述があります。 に屋敷の東隣あたりであろうかと書かれてあります。これ 源右衛門の屋敷があった。丸橋の住んでいた長屋は、 道橋角にある都立工芸高校の所は、 ると思います。進士慶幹著の『由比正雪』には、 はありません。しかし正確には、この記録の御中間町であ かれております。 です。諸本には、 うに、幕府の御仲間頭大岡源右衛門の長屋を借りていた ここに丸橋の住宅兼道場がありました。 それぞれ場所的にみて、 単にお茶の水、弓町、春木町、 『続江戸の坂東京の坂』等に、 当時巷説八百屋お七 たいした違 記しまし と色々 現在の水 さら

す。この事件は、御下知ものの代表として、いつも引合いきし出すかであります。たとえ長屋であっても同じなのでで、考えてみます。既に紹介しましたとおり、大岡は幕府て、考えてみます。既に紹介しましたとおり、大岡は幕府で、考えてみます。既に紹介しましたとおり、大岡は幕府で、考えてみます。既に紹介しましたとといいなお、この項を借りて、町奉行所が出動したことについなお、この項を借りて、町奉行所が出動したことについ

9

たからか、幕臣の内に一味に加担する者が多かったためでをしているのであります。事件の性質として、緊急を要し外として、この事件の時だけ奉行所が、踏み込んで召捕りに出されますが、本来は適当ではありません。例外中の例

## <弓打 藤四郎>

しょうか。

ます。後に相当の褒美をもらっております。巷説では、丸橋が金策について相談した結果であるといい弓師。数人の事件訴人の一人。石谷の役宅へ訴え出た。

### <同心二十四人>

ぬよう警備についていたものでしょう。行所でつとめ、先手のみで召捕ったもの。後詰は、逃がさ以外『捕者帳』に記録がありません。先手は、月番北町奉から、十二人ずつ出動したことは、本件と余党一巻の事件かなりの抵抗を予想したものとみえます。南北両奉行所

### <此方御番所以

ばれた。役人だけでなく、江戸町民も奉行所を御番所と呼た。両奉行所はこの橋の南と北の対峙する位置からこう呼内にあった。南町奉行所は、橋の南詰、現呉服橋内にあっ北町奉行所を指す。当時銭瓶橋の北詰、現在の常盤橋門

んだ。

名は広之。当時小姓組番頭。<久世大和守>

名は親成。当時書院番頭。<牧野佐渡守>

久世大和守、牧野佐渡守両名は、老中の命により検分にストネト・デート

来ていた。

<検使>

る。(捕物の概要参照)する。大方は、検使の報告が『捕者帳』の記録内容となつめることに専念した。手柄者の判定を下し、奉行に報告与力がつとめた。召捕りに手を出さず、指図と経過をみ

心三人の割合で編成されている。南町奉行所からも同数出ているでしょう。与力一人に、

この事件では、北町奉行所から四名出動している。当然

同

てみましょう。 ここで『捕物の話』による計算法で出動総人員を計算し

計44人 44人×2=88人 同心12人 同心従者12人

捕物の話』は、江戸中期頃のものを拠り所としている。

が、この記録は別の記録の写しでなく、 されたと思う私の拠り所の一つです。 指揮者達の名前が は出馬せず与力が指揮をとったのであります。後詰警備の 与力の名前がわからないはずがない。 思います。緊急の出動とはいえ、 ました。 所の検使与力の名が記されていないことは、 と思いますので、 ん。 私は、 なお、この記録に、後詰とのみあって、 記録への不信の一つにこの点をあげたいと わからないことは、 この事件にあてはめるのは無理 捕物に出る以上相手方の この事件では、 ありえな 誰かの記憶で作成 前に申し上げ い。この点 南町奉行 か b 奉行

# へ河原十郎兵衛親子召捕り一件と

なお前記 全なものであります。 が出たのかわからない。 ったとあります。 すが、これには、 丸橋 が召捕られた夜、 『由比正雪』 南北合同隊が出 この記録も疑わしく感じられます。 には、 人数も不明、記録としては、不完 同働隊が出動し、 十郎兵衛は塩硝蔵下奉行であ Itのか、 片方のものだけ 捕えているので

#### <塩硝蔵>

あり、いずれも定かでありません。一味は、これを爆破すが、諸本によると、北の丸、二の丸、小石川と色々の説が、 君在の火薬庫であります。所在が書かれており ません

目明しの語が出てきました。

この内では道案内位の意味

ど特別の事情があったものと思われます。 踏み込むことは、 はずであること。塩硝蔵は、 うことは、いかなる場合でも、 幕臣でありますから、それを町奉行所の役人が捕えるとい この記録 込めるはずがありません。 ば、一の丸がよいでしょう。 画を持っていたようでありますが、 には、 問題がまだあります。それ 普通ではできないことであります。 小石川が常識的だと思います。 しかし、奉行所の役人が踏み 幕府の機関でありますか ありえませんし、 効果を上げるなら は、十郎兵衛 出来な

# <三宅平六他五名召捕り一件>

橋の時と同人数が出動しておりますが、

なります。 大部分が、 番が作らないことはありえません。しかし、 たものであります。非番の奉行所が記録を作 所が月番でありますが、この記録は、 の手負いしか記されておりませんが、 はよほどの剛の者であったと思われます。 いが出ているかもしれません。 めて、六人の同心が手負いをしています。 の抵抗を予想したのでありましょう。 北町奉行所で作成されたものである事が、 なお、 北町奉行所の作成 この時は、 事実、 小者にもかなり手負 記録には、 この林戸右衛門 『捕者帳』の っていて、 深手の者を含 南町奉行 同 月

やはりか

に、見落としたのでしょう。 に、見落としたのでしょう。

# 「捕者帳」の利用について

七

す。 調査等の外は、マイクロ・フィルムを 利用願って お り ま原本と、マイクロ・フィルムの二種類あります。書誌的

れぞれ特別室で、閲覧することができます。フィルム請求記号 YD―五六 第三集 一五一リール原本請求記号 八〇六—八六

#### おわりに

(たぐち・えいいち 一般参考課主査)限三好著『捕物の歴史』、進士慶幹著『由比正雪』。その他は次の図書であります。 稲垣史生著『町奉行』、大主に参考としましたのは、 三田村鳶魚著『捕物の話』、